

平成 28 年分収支報告に係る政治資金監査報告書について (総務大臣分及び都道府県選挙管理委員会分)

政治資金監査の結果 (概要)

- 総務大臣及び都道府県選挙管理委員会に提出された平成 28 年分収支報告に係る政治資金監査報告書において、「政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた (※)」とされた国会議員関係政治団体の割合は 97.8%であった (平成 26 年分は 97.7%、平成 27 年分は 97.9%であり、ここ 3 年はほぼ横ばいとなっている。)

	H26 年分	H27 年分	H28 年分
・ 総 務 大 臣 分	96.6%	→ 97.8%	→ 97.8%
・ 都道府県選管分	98.1%	→ 97.9%	→ 97.8%
合 計	97.7%	→ 97.9%	→ 97.8%

(※) 政治資金監査マニュアルⅦ. 2. に定められている記載例「(1) 政治資金監査の対象となった事項についてすべて確認できた場合」又は「(4) 収支報告書に支出が計上されていない場合」に該当するもの。

- 引き続き、フォローアップ研修や個別の指導・助言の取組により政治資金監査の質の向上を図ること等を通じ、政治資金監査に関する収支報告の適正の確保と透明性の向上につなげていく。

<総務大臣分>

区 分	団体数	割 合
ア 政治資金監査の対象となった事項について すべて確認できたもの (記載例(1)又は(4))	766	97.8%
イ 会計帳簿に記載不備があったもの (記載例(2))	5	0.6%
ウ 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出 があったもの (記載例(3))	12	1.5%
エ 上記イ及びウが複合したもの	0	0%
計	783	100.0%

<都道府県選挙管理委員会分>

区 分	団体数	割 合
ア 政治資金監査の対象となった事項について すべて確認できたもの（記載例(1)又は(4)）	2, 1 4 9	9 7. 8 %
イ 会計帳簿に記載不備があったもの（記載例(2)）	1 2	0. 5 %
ウ 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出 があったもの（記載例(3)）	3 6	1. 6 %
エ 上記イ及びウが複合したもの	1	0. 0 %
計	2, 1 9 8	1 0 0. 0 %

<総務大臣分+都道府県選挙管理委員会分>

区 分	団体数	割 合
ア 政治資金監査の対象となった事項について すべて確認できたもの（記載例(1)又は(4)）	2, 9 1 5	9 7. 8 %
イ 会計帳簿に記載不備があったもの（記載例(2)）	1 7	0. 6 %
ウ 会計帳簿と突合を行う書面が存在しない支出 があったもの（記載例(3)）	4 8	1. 6 %
エ 上記イ及びウが複合したもの	1	0. 0 %
計	2, 9 8 1	1 0 0. 0 %